

# 裁判所職員定員法の一部を改正する法律

(平成一八年三月三十一日法律第一三号)

## 一、提案理由(平成一八年三月七日・衆議院法務委員会)

杉浦国務大臣 参議院の予算委員会がおくれまして、お待たせして申しわけございませんでした。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものでありまして、以下、その要点を申し上げます。

第一点は、裁判官につき、判事の員数を四十人及び判事補の員数を三十五人増加しようとするものでございます。これは、民事訴訟事件、労働関係事件及び刑事訴訟事件の適正かつ迅速な処理を図るとともに、裁判員制度導入及び医療観察事件処理の態勢整備を図る等のため、裁判官の員数を増加しようとするものでございます。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三人増加しようとするものでございます。これは、民事訴訟事件、労働関係事件及び刑事訴訟事件の適正かつ迅速な処理を図るとともに、裁判員制度導入及び医療観察事件処理の態勢整備を図る等のため、裁判所書記官等を百五十一人増員するとともに、他方において、裁判所の事務を簡素化し、効率化すること等に伴い、裁判所事務官等を百四十八人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三人増加しようとするものでございます。

以上が、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。ありがとうございます。

## 二、衆議院法務委員長報告(平成一八年三月一四日)

石原伸晃君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を四十人、判事補の員数を三十五人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三人増加するものであります。

本案は、去る三月三日本委員会に付託され、七日杉浦法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十日、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

## 附帯決議(平成一八年三月一〇日)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 適正かつ迅速な裁判等を実現するという国民の期待に応える司法制度改革の実施に向け、人的・物的体制を整備すること。

二 国民の司法に対する期待の高まりに応えるため、研修の充実等により、裁判官及びその他の裁判所職員の資質及び能力の一層の向上を図ること。

三、参議院法務委員長報告（平成一八年三月二九日）

弘友和夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改め、裁判官のうち、判事の員数を四十人、判事補の員数を三十五人、また、裁判官以外の裁判所職員の員数を三人、それぞれ増加しようとするものであります。

委員会におきましては、裁判所職員の定員を法定する意義、官民を含めた司法の担い手の役割、将来の裁判所の全体像を把握する必要性、裁判所職員の役割と繁忙の実態等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年三月二八日）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 司法制度改革の成果が国民に実感できるものとなるよう、裁判員制度など新たな制度の円滑な導入、司法サービスの充実等に必要な人的・物的体制の整備を着実に進めるとともに、関係機関との連携の強化に一層努めること。特に、人的体制の整備に当たっては、中長期的な展望のもとに計画的に行うよう努めること。

二 社会の変容に伴い、司法の役割がますます重要になっていることにかんがみ、国民の期待に応える裁判を実現するため、研修の充実等を図り、裁判官及びその他の裁判所職員の専門性、資質・能力の一層の向上に努めること。

右決議する。